

令和7年度日本水道協会

全国会議

Japan Water Works Association General Assembly and Research Conference 2025

広島市開催 参加申込のご案内



令和7年度「全国会議」シンボルデザイン

瀬戸内海の島々に雨が降り、海に繋がっていくといった水の流れを雫の形をしたオブジェクトに重ねて表現しました。

◆ 会議日程のご案内

《全国会議会場》

広島県立総合体育館・ホテルメルパルク広島

1日目／10月29日(水)

受付／8:15～ 開始／9:30～

[午前] オープニングセレモニー(テープカット)

式典(開会式・表彰式)・水道イノベーション大賞及び広報大賞事例発表

[午後] 総会(総会議案)・水道研究発表会

2日目／10月30日(木)

受付／8:30～ 開始／9:00～

[午前] シンポジウム・水道研究発表会 [午後] 水道研究発表会・視察

3日目／10月31日(金)

受付／8:30～ 開始／9:00～

[午前] 水道研究発表会・視察 [午後] 水道研究発表会・視察

《懇親会会場》

リーガロイヤルホテル広島 ロイヤルホール

10月29日(水)

時間／17:30～19:00

《体験型水道イベント(水道PRブース)「(仮称)蛇口の奥を見てみよう」》

広島県立総合体育館・ひろしまゲートパーク

10月29日(水)～31日(金)

時間／29日(水) 9:30～17:00 30日(木) 9:00～17:00 31日(金) 9:00～13:00

※時間は変更になる場合があります。

《水道展》

ひろしまゲートパーク

10月29日(水)～31日(金) 一般社団法人日本水道工業団体連合会主催

時間／29日(水) 9:30～17:00 30日(木) 9:00～17:00 31日(金) 9:00～13:00

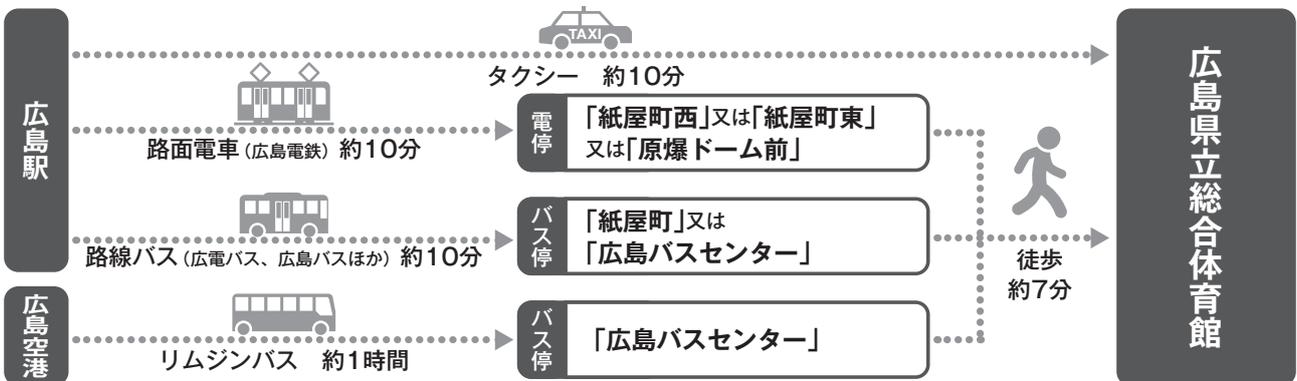
※時間は変更になる場合があります。

◆ 会場へのアクセス

■ 会場周辺図



※路面電車は新ルート「駅前大橋ルート」開業(令和7年8月3日)以降のものを記載しています。



■ 新幹線でお越しの方 (広島駅まで)

出発方面	アクセスルート	所要時間
東京方面から	東京 ————— 広島	約3時間50分
福岡方面から	博多 ————— 広島	約1時間

■ 飛行機でお越しの方 (広島空港まで)

出発地	運航会社	所要時間
札幌(新千歳)空港から	ANA(全日空)、JAL(日本航空)	約2時間
仙台空港から	ANA(全日空)、IBEX(アイベックス)	約1時間40分
羽田空港から	ANA(全日空)、JAL(日本航空)	約1時間30分
沖縄(那覇)空港から	ANA(全日空)	約1時間50分

◆ 参加お申込み方法

専用申込サイトでの登録の流れ

日本水道協会 HP 内の
申込サイト URL

個人情報取扱
規約等の確認

申込者情報
の登録

参加者情報
の登録

申込内容の
確認、完了

操作方法、お支払い、参加証等ご案内

申込サイト

申込サイト URL: <http://www.mwt-mice.com/events/suido2025>
〔日本水道協会ホームページ(<http://www.jwwa.or.jp/>)のトップページ上段タブ「Topics」に申込サイトへのリンクがございます。〕
※ Web 上でのお申込みや参加証の発行が難しい場合は担当までお問合せください。

個人情報取扱 規約等の確認

申込サイトトップページの「新規お申込みはこちら」をクリックし、「個人情報の取扱いについて」をご確認ください。

申込者情報

申込者に関する情報をご登録ください。各種連絡や参加に関するお知らせは申込者へご連絡いたします。

参加者情報

参加者に関する情報をご登録ください。
1 申込者に対して複数名の参加者情報を登録できます。

申込期限

申込期限は、8 月末日です。
登録情報は専用サイトマイページで変更できます。

参加費等支払

申込完了後、申込者情報に登録されたメールアドレスに「申込完了メール」が自動配信されます。メール本文中にお振込みに関する詳細が記載されます。ご確認の上、9 月 12 日(金)までにお振込みをお願いします。
※ 請求書が必要な方は、専用サイトマイページの「お支払い」タブからダウンロードしてください。

参加証

10 月中旬に申込者宛てに「参加証ご案内メール」を送信します。メール受信後、参加者ごとの「参加証」をダウンロードいただき、印刷(A4 カラー)して全国会議当日にお持ちください。

参加費

・会員・関係官庁・公的研究機関・教育機関	1 名	21,000 円
・学生	1 名	10,500 円
・その他(非会員)	1 名	42,000 円
・懇親会参加費	1 名	6,000 円

◆ お申込みにあたって

《お申込みにあたっての留意事項》

- 電話による申込・追加・変更・取消はできませんのでご了承ください。
- 会員番号は、開催通知を送付した封筒の責任所の下部に印字しております。ご不明な場合は、日本水道協会ホームページ (<http://www.jwwa.or.jp/>) の「日本水道協会について」にある「会員名簿」をご確認いただくか、日本水道協会総務課 (TEL:03-3264-2281) までお問い合わせください。
- 全国会議を欠席される正会員は、同封の委任状(はがき)を必ずご提出ください。
- 学生の方も申込サイトからお申込みください。
所属職名の欄に〇〇大学(△△高等専門学校、□□高等学校)〇〇学部(△△科、□□コース)学生と入力し、通信欄に担当教授名を入力してください。

《追加・変更・取消のご案内》

- 申込締切日8月末日までの追加・変更・取消は、申込者ご自身にて専用サイトマイページから行ってください。
- 締切日以降(9月1日から)の追加等は、専用サイトマイページの「お申込み後の追加・変更・取消」から送信してください(お電話での追加等はできません)。
- 取消料の基準につきましては、下記表をご確認ください。

参加費	会議参加費・懇親会参加費の入金後の取消は返金対応できませんので、ご了承ください。
-----	--

取消日		20～ 11日前まで	10～ 8日前まで	7～2日前まで	前日	当日	無連絡不参加 旅行開始後
取消料	宿泊 プラン	20%		30%	40%	50%	100%
	視察 コース	なし	20%				

- 取消の基準日は、弊社が専用サイトマイページを通じて連絡を受信した日といたします。
- 取消後の返金は、全国会議終了後1ヶ月を目途に、取消料及び所定の振込手数料を差引きのうえ送金いたします。
なお、当日、会場での現金による返金はできませんのでご了承ください。

《その他のご案内》

- 振込手数料は参加者(振込依頼人)でご負担ください。
なお、お振込みの際の振込金受領書をもって領収書とさせていただきます。
- 本会議の「宿泊プラン」、「視察コース」は名鉄観光サービス(株)が旅行企画・実施するものであり、お申込みいただく参加者は、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。詳しい旅行条件はP10～12に記載しておりますので、ご確認ください(旅行条件は令和7年6月13日を基準としております)。※旅行条件につきましては、お申込み前に当社のホームページでも確認いただけます。

《個人情報の取扱いについて》

お申込みの際にご提出いただいた個人情報については、お客様との連絡、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用するほか、必要な範囲で当該機関、手配代行者及び主催者事務局に提供します。それ以外の目的での利用はいたしません。個人情報の取扱いに関する方針については、名鉄観光サービス(株)のホームページでご確認いただくか、下記担当までお問い合わせください。(https://www.mwt.co.jp/info/kojinjohohogo.shtml)

観光庁長官登録旅行業第55号 一般社団法人日本旅行業協会正会員

[旅行企画・実施]

 名鉄観光サービス株式会社 MICEセンター

「令和7年度 日本水道協会 全国会議」参加受付係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルLB階

TEL (03) 3595-1121 FAX (03) 3595-1119

受付時間：10:00～17:00 (土日祝日除く) 総合旅行業務取扱管理者：田中 広伸

営推25-018



総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明の点があれば、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

◆ 視察コースのご案内（募集型企画旅行）

- ・旅行代金に含まれるもの：バス代・各施設入場料・添乗員諸経費・食事代（③④コースのみ）・消費税等諸税
- ・旅行代金に含まれないもの：行程表に含まれていない食事代、交通費及びその他個人的費用

①
10/30(木)

豪雨災害とその対策を学ぶコース ～災害の記憶を教訓として次世代へ～

貸切バス

半日コース

旅行代金：お一人様 8,000円（税込）

添乗員同行 / 最少催行人員20名・最大40名 / 食事なし / 利用交通機関：廿日市交通



広島市豪雨災害伝承館

平成26年8月20日豪雨により犠牲になられた方々への哀悼と鎮魂の場となるシンボリックな場所であり、災害時の記憶や被災地の状況を実際に被災された方から聞くことができる施設です。



高陽取水場（浸水対策）

本市では平成30年西日本豪雨を教訓に災害を未然に防止するため、水道施設への浸水災害対策を計画的に推進しています。高陽取水場には高さ最大5mの浸水防止壁等を整備しています。



②
10/30(木)・31(金)

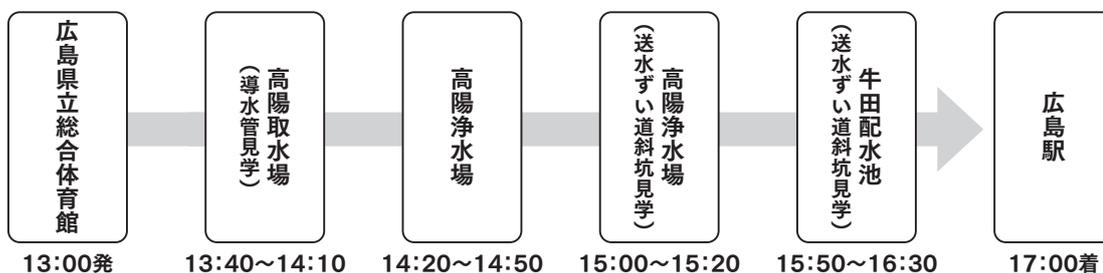
広島市水道の施設を巡るコース ～水道の舞台裏を特別公開～

貸切バス

半日コース

旅行代金：お一人様 8,000円（税込）

添乗員同行 / 最少催行人員20名・最大25名 / 食事なし / 利用交通機関：つばめ交通(10/30) 廿日市交通(10/31)



高陽取水場（導水管）

高陽取水場は、昭和54年に本市と広島県との共同事業として建設したもので、太田川の表流水を取水しています。取水場敷地内の導水管は本市が口径2,200mm、広島県が口径2,400mmで県内最大口径の管路となっています。



牛田配水池

牛田配水池は、明治31年、大日本帝国陸軍の「広島軍用水道」が整備されたときに建設した市内最古の配水池です。昭和20年の原子爆弾投下で被爆しましたが、創設から現在まで不断水を続けています。



③
10/31(金)

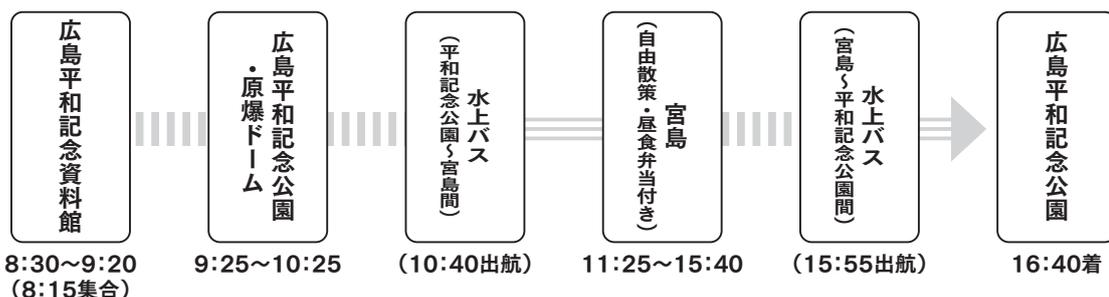
平和と歴史に思いを馳せるコース ～「水の都ひろしま」を感じながら～

徒歩・船舶

1日コース

旅行代金：お一人様 12,500円 (税込)

添乗員同行 / 最少催行人員15名・最大20名 / 食事：あなごめし弁当 (あなごめし うえの) / 利用交通機関：アクアネット広島



広島平和記念公園・原爆ドーム

原爆犠牲者の慰霊と世界恒久平和を祈念するために造られた公園で、原爆ドームや平和記念資料館等があります。単なる公園ではなく、深い歴史と平和への祈りが込められた特別な場所です。

静かに祈りを捧げ、平和について考えてみてはいかがでしょうか。



水上バス(ひろしま世界遺産航路)

広島の観光名所である広島平和記念公園と宮島を結ぶ水上バスです。

約45分間の移動の間に、船上から広島の街並みや瀬戸内海の景色をお楽しみください。



④
10/31(金)

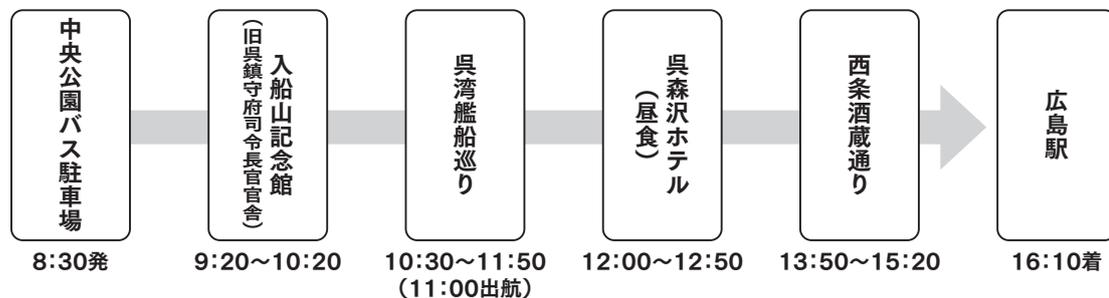
港町「呉」と酒都「西条」を訪ねるコース ～酒造りと水の関係を学ぶ～

貸切バス

1日コース

旅行代金：お一人様 14,000円 (税込)

添乗員同行 / 最少催行人員20名・最大30名 / 食事：海自カレー / 利用交通機関：広島第一交通



呉湾艦船巡り

広島県呉市で行われている人気のクルーズで、海上自衛隊の基地がある呉湾を巡り、間近で様々な艦船を見学できる、全国的にも珍しい体験ができます。

約45分間のクルーズで迫力ある艦船の見学や海上自衛隊の歴史や役割などを学んでみてください。



西条酒蔵通り

広島県東広島市西条本町にある、酒蔵が立ち並ぶ風情ある通りです。灘、伏見と並ぶ日本三大酒処の一つとして知られ、白壁と赤レンガの煙突が特徴的な酒蔵の景観も含めてお楽しみください。



◆ 宿泊プランのご案内（募集型企画旅行）

■ 設定日：[前泊] 10月28日（火）

[当日泊] 10月29日（水）・10月30日（木）

■ 旅行代金：下記一覧をご参照ください

- ・旅行代金は朝食付、サービス料・諸税を含むお一人様1泊あたりの金額です。
- ・最少催行人数1名、添乗員は同行いたしません。
- ・日程は下記をご参照ください。

留意事項

- ・申込方法はP3～4「参加お申込み方法」「お申込みにあたって」をご参照ください。
- ・各宿泊施設とも先着順での受付となります（満室となりました際には受付終了とさせていただきます。）。
- ・大変混み合うことが予想されますので、お早目のお申込みをお願いいたします。

（日 程）

1日目	ご自宅又は前泊地 == (各自にて) == 各宿泊施設	食事	朝：× 昼：× 夜：×
2～最終日	各宿泊施設 == (各自にて) == ご自宅又は後泊地	食事	朝：○ 昼：× 夜：×

（宿泊施設名一覧）

地区	地図 No.	ホテル名	申込記号	部屋タイプ	旅行代金 (1泊あたり) 朝食付、諸税込	広島県立総合体育館 からのアクセス
紙屋町・八丁堀周辺	①	カンデオホテルズ広島八丁堀	1-S	シングル	19,000円	徒歩と電車で約15分
	②	ANAクラウンプラザホテル広島	2-S	シングル	19,000円	徒歩と電車で約15分
	③	三井ガーデンホテル広島	3-S	シングル	19,000円	徒歩と電車で約20分
	④	ホテルメルパルク広島	4-S	シングル	17,500円	徒歩約5分
	⑤	広島東急REIホテル	5-S	シングル	16,000円	徒歩と電車で約20分
	⑥	ホテルマイステイズ広島平和公園	6-S	シングル	15,500円	徒歩と電車で約15分
	⑦	オリエンタルホテル広島	7-S	シングル	15,000円	徒歩と電車で約20分
	⑧	広島パシフィックホテル	8-S	シングル	13,500円	徒歩と電車で約15分
	⑨	セジュールフジタ	9-DS	デラックスシングル	12,500円	徒歩と電車で約25分
			9-S	シングル	11,000円	
	⑩	ホテル法華クラブ広島	10-S	シングル	12,500円	徒歩と電車で約15分
	⑪	ホテル呉竹荘広島大手町	11-S	シングル	12,000円	徒歩と電車で約15分
	⑫	コンフォートホテル広島大手町	12-S	シングル	11,000円	徒歩と電車で約15分
	⑬	チサンホテル広島	13-S	シングル	11,000円	徒歩と電車で約15分
	⑭	広島インテリジェントホテルアネックス	14-S	シングル	11,000円	徒歩と電車で約20分
	⑮	東横イン広島平和大通	15-S	シングル	10,000円	徒歩と電車で約20分
⑯	ホテルエスブル広島平和公園	16-S	シングル	9,000円	徒歩と電車で約15分	
広島駅周辺	⑰	ヴィアインプライム広島新幹線口	17-S	シングル	16,500円	徒歩と電車で約30分
	⑱	アパホテル広島駅前大橋	18-S	シングル	15,500円	徒歩と電車で約20分
	⑲	ベッセルイン広島駅前	19-S	シングル	15,000円	徒歩と電車で約30分
	⑳	相鉄フレッサイン広島駅前	20-S	シングル	15,000円	徒歩と電車で約25分
	㉑	KOKO HOTEL 広島駅前	21-S	シングル	14,500円	徒歩と電車で約20分
	㉒	アパホテル広島駅前新幹線口	22-S	シングル	13,500円	徒歩と電車で約25分
	㉓	東横イン広島駅スタジアム前	23-S	シングル	12,500円	徒歩と電車で約30分
	㉔	東横イン広島駅新幹線口Ⅰ	24-S	シングル	11,000円	徒歩と電車で約25分
	㉕	東横イン広島駅南口右	25-S	シングル	9,500円	徒歩と電車で約20分
	㉖	東横イン広島新幹線口Ⅱ	26-S	シングル	9,500円	徒歩と電車で約25分

◆ 宿泊ホテル案内図



※路面電車は新ルート「駅前大橋ルート」開業(令和7年8月3日)以降のものを記載しています。

◆ 昼食弁当のご案内

中国四国地方支部の各地域の魅力伝えるお弁当を取り揃えました。
ぜひ山陰・山陽、四国で育まれてきた食材や料理をご賞味ください。

各県支部担当が
オススメ
します!

弁当一覧

<p>1日目 10月29日(水)</p>	 <p>広島よりどり弁当 【広島県】</p>	 <p>島根牛 みそ玉井 【島根県】</p>	 <p>瀬戸の味 あなごめし 【香川県】</p>
<p>2日目 10月30日(木)</p>	 <p>岡山名物 えびめしと デミカツ丼 【岡山県】</p>	 <p>元祖 かに寿司 【鳥取県】</p>	 <p>阿波尾鶏弁当 【徳島県】</p>
<p>3日目 10月31日(金)</p>	 <p>SLやまぐち弁当 【山口県】</p>	 <p>松山名物 醤油めしと 真鯛あなごの弁当 【愛媛県】</p>	 <p>龍馬弁 【高知県】</p>

※お弁当は当日ご案内する配布場所にて一つお選びください（事前予約はございません。）。

※各お弁当の数には限りがございます。

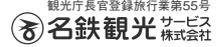
※お弁当の内容は変更となる場合がございますのでご了承ください。

※フードロス削減のため、参加されない日や昼食が不要の場合はご回答ください。

◆ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行)

ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行)

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。



1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、名鉄観光サービス株式会社(愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号、観光庁長官登録旅行業第55号。以下「当社」といいます。)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- 「国内旅行」とは、本邦内のみを旅行をいいます。
- 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)及び当社旅行契約書 募集型企画旅行契約の部によります。当社旅行契約書ご希望の方は、当社にご請求ください。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

2. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- 旅行のお申込みは、当社又は旅行業法に規定された受託旅行業者の営業所(以下併せて「当社」といいます。))にて、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、(5)の申込金を添えてお申込みください。
- 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申込み手続をお願います。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- お客様との旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込金を受領した時に成立するものとします。なお、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット等の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは第25項(2)の(イ)の定めによります。
- お客様が(2)の期間内に申込金を提出しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- お申込みの際、おひとり様につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱います。

区分	申込金(おひとり)
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- ウェイトイングの取扱いについての特約
当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であっても、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイトイングの取扱い」といいます。))をすることがあります。
(ア)お客様がウェイトイングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイトイング期間」といいます。))を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立していません。また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
(イ)当社は、前(ア)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
(ウ)旅行契約は当社が前(イ)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
(エ)当社は、ウェイトイング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
(オ)当社は、ウェイトイング期間内当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様がウェイトイングの取扱いを解除する旨の申し出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイトイングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいたしません。
- 当社は、(6)のお待ちいただける期間までにお客様に連絡がとれなかったときは、予約可能となった場合であっても、当該予約を取り消すことがあります。この場合、預り金は全額払い戻しいたします。
- 当社は、団体・グループを構成するお客様を代表しての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループと同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申込み条件

- お申込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。
- 旅行開始時点で15歳未満の方は、親権者の方のご同行を条件とさせていただきます場合があります。
- 特定旅客層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他が、当社の指定する条件に合致しない場合はお申込みをお断りする場合があります。
- 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)。あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置について伺ひ、又は書面ですれを申し出ていただくことがあります。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきますことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は加療が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- お客様のご都合による別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより、別途条件によりお受けすることがあります。
- お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要となります。
- お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合には、お断りをお断りすることがあります。
- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お断りをお断りする場合があります。
- お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、お断りをお断りすることがあります。
- お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、お断りをお断りすることがあります。
- その他当社が業務上の都合があるときには、お断りをお断りすることがあります。

4. 契約書面及び確定書面(最終日程表)の交付

- 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。))をお客様にお渡しします。なお、この条件書及びパンフレット等、お支払対象旅行代金の領収証、確定書面(最終日程表)は契約書面の一部となります。
- 確定した旅行日程、航空機の便名、列車名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面(最終日程表)を遅くとも旅行開始日の前日までににお渡しします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日までににお渡しします。また、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。
- 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面(最終日程表)に記載するところに特定されます。

5. お支払対象旅行代金

- 「お支払対象旅行代金」(以下単に「旅行代金」といいます。))とは、「パンフレット等に記載された旅行代金」と(ア)「追加代金」の合計から(イ)「割引代金」を差し引いた額をいいます。「旅行代金」は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。
- 「追加代金」、「割引代金」とは、当社がパンフレット等に表示した以下のものをいいます。
(ア)「追加代金」
a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金
b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金
c. 「グリーン車追加代金」等と称する列車、航空機等の使用座席の等級変更による追加代金
d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」等を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等への変更のための追加代金
e. 「延泊プラン」等と称する延泊のための追加代金
f. その他「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
(イ)「割引代金」
a. 「トリプル割引代金」等とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金
b. 「子供割引代金」等年齢その他の条件による割引代金
c. その他「〇〇割引代金」とパンフレット等に記載した割引代金

- 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前日に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

6. 旅行代金のお支払

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前日に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

7. 「パンフレット等に記載された旅行代金」に含まれるもの

- 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
(ただし、旅行日程に「お客様負担」と記載したものを除きます。)
(ア)航空運賃及び船舶・鉄道運賃等(コースにより等級が異なります。)
(イ)バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
(ウ)宿泊代金及び税・サービス料
(エ)食事代金及び税・サービス料
(オ)団体行動中の心付け
(カ)添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
(キ)その他「パンフレット等」で含まれる旨明示したもの
(2) (1)の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として戻しはいたしません。

8. 「パンフレット等に記載された旅行代金」に含まれないもの

- 第7項の他は含まれません。その一部を例示します。
(ア)自宅から集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
(イ)超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)
(ウ)クリーニング代金、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等へのチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用、及びこれらに伴う税・サービス料
(エ)傷害・疾病に関する医療費
(オ)「オフショールツアー」等と称し、現地で希望者のみを募って実施する小旅行等の代金
(カ)「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
(キ)空港旅客施設使用料(パンフレットに明示した場合を除きます)

9. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知や当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

10. 旅行代金の額の変更

- 当社は、旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金の変更は一切しません。
(ア)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日以前から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。
(イ)当社は、(ア)の定める適用運賃・料金的大幅な減額がなされるときは、(ア)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
(ウ)旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。
(エ)第9項により旅行内容が変更され、旅行契約に要する費用が増加又は減少したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備が不足したとき(いわゆるオーバーブッキング等)による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
(オ)当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金を変更します。

11.お客様の交代

- お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料(おひとり様につき10,000円(税別))と共に当社にご提出していただきます。
- 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。

12.お客様の解除権(旅行開始前)

- お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、当社らの営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。

解除期日	取消料(おひとり)
イ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
ロ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降前々日に当たる日まで	旅行代金の30%
ハ.旅行開始日の前日	旅行代金の40%
ニ.旅行開始日当日	旅行代金の50%
ホ.無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
 - 契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
 - 第10項(ア)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
 - 当社がお客様に対し、第4項(2)に定める期日(旅行開始日の前日)まで、ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日までまでに確定書面(最終日程表)を交付しなかったとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。
- 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコース又は出発日を変更された場合は、取消し後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

13.お客様の解除権(旅行開始後)

- 旅行開始後において、お客様の都合により旅行契約を解除又は一時離脱をした場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれらを支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

14.当社の解除権(旅行開始前)

- お客様が第6項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合には第12項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
 - お客様が、当社があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - お客様が病氣必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。

- お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行については3日目)に当たる日より前に、旅行の中止を通知します。
 - スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれが極めて大きいとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)から違約料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。

15.当社の解除権(旅行開始後)

- 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- 解除の効果及び払戻し
 - (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。
 - 当社は旅行代金のうち、お客様がこれまでの提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれらを支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

16.旅行代金の払戻し

- 当社は、第10項、第12項、第13項(2)、第14項及び第15項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (1)の規定は第20項又は第24項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17.契約解除後の帰路手配

当社は、第15項(1)(ア)又は(イ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様ののご依頼に応じてお客様が当該旅行の出発地、解散地等に戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

18.旅程管理と添乗員等

- 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努めます。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
 - お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあるとき、お客様が旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。
 - (イ)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらず、旅行契約の内容を要する範囲内、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めること。
- 当社が、旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している集合場所を出発(集合)してから、当該解散場所に着(解散)するまでとなります。ご自宅から集合・解散場所までの間を、航空機又は列車等を利用する場合や宿泊を必要とする場合

は、当社では可能な限りでこの手配に応じますが、この部分は当社と別途旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。

- (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの(以下「手配代行者」といいます。)が行います。
- 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社(現地係員又は手配代行者等を含みます。)の連絡先を確定書面(最終日程表)に明示します。
- 添乗員の有無はパンフレット等に明示します。
- 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様のご負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

19.当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していただくときは、自由行動時間中を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員又は手配代行者等を含みます。)の指示に従っていただきます。指示に従わずに団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中でいつでもそのお客様の事後の旅行契約を解除することができます。

20.当社の責任

- 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内の当社に対して通知があったときに限り、また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- お客様が、次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - 官公署の命令、外国の入国規制、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - 自由行動中の事故
 - 食中毒
 - 盗難
 - 運送機関の遅延・不備・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的滞滞在時間の短縮

21.特別補償

- 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺傷害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、死亡補償金として、1,500万円です。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品に係る損害補償金は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第18条第2項に定め各品目については補償しません。
- お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー・搭乗、軽自動車操縦機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機)等搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。
- 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われず旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。また、お客様が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届出することなく離脱したとき又は復帰の予定なく離脱したときは、離脱のときから復帰までの間又はその離脱したときから復帰後募集型企画旅行参加中とはいたしません。

- (4) (1)の傷害・損害については、第20項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当します。
- (5) 当社が(1)による補償金支払義務と第20項より損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとしします。

22. オプショナルツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を取受して実施する募集型企画旅行(以下「オプショナルツアー」といいます。))のうち、当社が旅行企画・実施するものの第21項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社が旅行企画・実施するオプショナルツアーは、パンフレット等に「旅行企画・実施:当社(又は名鉄観光サービス)」と明示します。
- (2) オプショナルツアーの旅行企画・実施者が当社以外の旅行会社である旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。
- (ア) お申込みは原則として現地となり、お支払も現地となります。
- (イ) 契約はオプショナルツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
- (ウ) 契約の成立は、オプショナルツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が承諾したときに成立します。
- (エ) 契約成立後の解除、取消料については、お申込みの際、オプショナルツアーを旅行企画・実施する旅行会社等にご確認ください。
- (オ) 当社以外がオプショナルツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が実施するオプショナルツアーは旅行保証の対象とはなりません。
- (3) 当社は、オプショナルツアー参加中のお客様に発生した第21項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。
- (4) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

23. 旅行保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の(ア)(イ)(ウ)(エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
- (ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が次によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)。
- a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
b. 戦乱
c. 暴動
d. 官公署の命令
e. 欠航、不遇、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
g. 旅行参加者の生命又は身体安全確保のための必要な措置
(イ) 第20項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。
(ウ) 第12項、第13項、第14項及び第15項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。
- (エ) パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとき。

当社が変更補償金を支払う変更	変更 = お支払対象旅行代金 × 補償金の率	
	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます。))その他旅行の目的地的変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り。)	1.0%	2.0%

④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えの上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車単位又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車単位又は1泊につき1件として取り扱います。

注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払に替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。
- (4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第20項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

24. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

25. 通信契約

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。))のカード会員(以下「会員」といいます。))より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること」(以下「通信契約」といいます。))を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとしします。ただし、当社が提携会社と無署名取扱契約を含む加盟店契約がないときや、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。(受託旅行会社により当該取扱ができない場合があります。また取扱い可能なクレジットカードの種類も受託旅行会社により異なります。所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。

- (ア) 通信契約の申込みの際、会員は申込みしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。
- (イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社らが契約の締結を承諾した時に成立するものとしします。郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は当社らが契約の締結を承諾する旨の通知が会員に到達した時に成立するものとしします。
- (ウ) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社らが旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。

26. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合に伴う諸費用、お客様の疾病・傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2) お客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お買物に際してはお客様の責任で購入していただきます。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 当社の募集型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、マイレージサービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であったマイレージサービスが受けられなくなったときも、理由のいかんを問わず、当社は第20項(1)の責任を負いません。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示します。

28. 弁済業務保証金制度及びボンド保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過から当該契約に關し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けられます。

また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、上記のような事態が生じた場合で、上記の一定の弁済限度を超えたことと理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けられます。

29. 個人情報の取扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「受託販売(販売店)」欄記載の受託旅行業者(以下「販売店」といいます。))は、(以下、両者を合わせて「当社等」といいます。))、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただき、当社は、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等)については当パンフレット記載の日程表及び別途契約書面に記載した日までに送付する確定書面に記載されています。))の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。))に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店等のお客様の買物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店に対し、お客様の氏名、住所等の連絡先、パスポート番号及び搭乗される航空便名等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。
- (2) このほか、当社等では、旅行保険等旅行に必要な当社等と提携する企業の商品やサービスのご案内、当社等の商品やキャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、将来、よりよい旅行商品を開発するためのマーケット分析、統計資料の作成のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (3) 当社等は、旅行中に傷害があった場合、天候等の影響で旅行日程に大幅な変更があった場合等に備え、お客様との国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷害があった場合やお客様のご旅行日程に大幅な変更があった場合、その他等国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社等が認められる場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社等に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとしします。
- (4) 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページ(<http://www.mwt.co.jp>)でご確認ください。なお、販売店の個人情報の取扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。

◆ 中国四国地方支部のご紹介

主な水源

岡山県

岡山県は、東から吉井川、旭川、高梁川と3つの一級河川を有しています。質・量ともに恵まれた水は、県北の中国山地を水源とし、県中央丘陵地帯を経て、瀬戸内海へ注いでいます。流域面積は三河川合わせると、県全体の80%を占めます。



① 旭川ダム

山口県

山口県は、本州の最南端に位置し、中国山地からの多くの河川、瀬戸内海と日本海に面した海岸線、豊富な湖やダムなどが特徴で、この多様な地勢が豊かな水資源を育んでいます。



② 錦川

島根県

松江市の水源として、大正7年の創設以来市民に水を届けている千本ダム。令和2年には国内初となるPSアンカー工法(ダム堤頂部から基礎岩盤に向けて鋼材を挿入し緊張・定着する工法)によりダム堤体の耐震性を確保し、当時と変わらない姿で水を送り続けています。



③ 千本ダム

徳島県

徳島県は、四国東部に位置し、面積は四国の4分の1を占め、その地勢は約8割が山地となっています。代表的な水源である吉野川は、四国中央部に端を發し、ほぼ東流して紀伊水道に注ぐ流域面積3,750km²、河川流路延長194kmの「四国三郎」と呼ばれる日本有数の大河川です。



④ 吉野川水系祖谷川

高知県

仁淀川は、石鎚山などの源流から高知県と愛媛県を流れ、太平洋に注ぐ流路延長124kmの一級河川です。国土交通省が定める「水質が最も良好な河川」に何度も選定され、高い透明度を誇っています。「仁淀ブルー」の呼称で広く知られるこの川は、高知市の水源として市民生活を支えています。



⑤ 仁淀川



主な水道施設

広島県

福山市及び尾道市の水道は、今年で100周年を迎えます。福山市近代水道発祥の地、旧佐波浄水場。その配水池正面の「不舍晝夜」の額は、福山市水道のシンボルです。尾道市の長江浄水場の緩速ろ過池は扇形で、狭小地を巧みに利用した平面形状に特徴があります。



⑥ 旧佐波浄水場



⑦ 長江浄水場

鳥取県

鳥取市の旧美敷水源は、大正4年に建設されました(昭和53年休止)。量水施設やろ過施設、堰堤など日本の近代水道施設の全体像を残していることから平成19年に国の重要文化財に指定され、保存整備後の平成30年から一般公開しています。



⑧ 旧美敷水源

香川県

香川用水は、吉野川総合開発計画の一環で「香川用水建設事業」として建設され、農業用水・水道用水・工業用水を配水する上流区間47kmと農業用水を配水する下流区間59kmの水路延長106kmに自然流下で配水を行っています。



⑨ 山田開水路

愛媛県

今治市の高橋浄水場(バリウォーター)は、令和4年3月に供用開始された膜ろ過方式を採用した浄水施設です。ごみ焼却施設(バリクリーン)の余剰電力を活用し、安定した水道供給とエネルギーの地産地消を実現しています。



⑩ 高橋浄水場

